



令和7年3月28日

担当課	障害者支援課
担当者	栖村
電話	(073) 435-1060
内線	5131

障害者支援施設ビンセント療護園に対する行政処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の規定に基づき、次の通り行政処分（指定の一部の効力停止）を行いました。

当該処分については、令和7年3月28日に対象法人あてに通知しました。

1 対象法人

- 法人名 社会福祉法人愛徳園
- 代表者 理事長 原 嘉子
- 所在地 和歌山市今福3丁目5-41

2 対象事業所

- 事業所名 ビンセント療護園
- 事業名 生活介護、施設入所支援、短期入所
- 指定年月日 生活介護、施設入所支援 平成21年 4月1日
短期入所 平成18年10月1日

3 行政処分の内容及び期間

- 内容 指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入停止）
- 処分決定日 令和7年3月28日
- 期間 令和7年4月1日から令和7年9月30日までの6か月間

4 行政処分に至った経緯

ビンセント療護園で虐待が行われていたことを把握した法人が、令和6年9月7日に和歌山市に報告を行った。調査の結果、

- ・支援員が利用者を車椅子から引きずり下ろし、虐待行為をおこなった。
- ・2名の支援員が失禁した利用者に対して暴言を吐くなどの虐待行為をおこなった。

これらの事案を含む、支援者7名による利用者15名に対する虐待が確認された。

5 行政処分の理由

(1) 人格尊重義務違反

生活支援員による利用者に対する虐待は、障害者総合支援法第42条第3項に反するため、同法第50条第1項第3号に基づき処分する。

(2) 関係法令違反

生活支援員による利用者に対する虐待は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）第3条に反し、虐待行為を目撃した職員がいたにもかかわらず、速やかに関係市町への通報をしなかったことは同法第16条に反するため、障害者総合支援法第50条第1項第10号に基づき処分する。